

2 環管第 225 号
令和 2 年 7 月 27 日

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役 中川 隆久 様

京都府知事 西脇 隆俊

(仮称) 若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見について

令和 2 年 5 月 26 日付で、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 7 第 1 項及び発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年通商産業省令第 54 号）第 14 条第 1 項の規定により、求めのあった意見について、同条第 3 項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

担当	府民環境部環境管理課 指導係
電話	075-414-4707
FAX	075-414-4705

別紙

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、福井県大飯郡高浜町及びおおい町において、最大で総出力 75,600kW の風力発電所を設置するものである。

本配慮書では、風力発電機の設置及び土地改変が想定される範囲を包含する約 1,645ha の事業実施想定区域が示され、今後の手続において環境影響の回避・低減を考慮して事業実施区域を絞り込み、また、現地調査等を踏まえて具体的な風力発電機の配置を検討する予定とされている。

事業実施想定区域周辺の京都府域には、複数の住居等が存在するほか、京都丹波高原国定公園や国指定天然記念物のオオミズナギドリ繁殖地である冠島が存在する。さらに、同府域には、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息、複数の京都府指定希少野生生物の生息、複数の渡り鳥の渡りルート及びハチクマの春の渡りの集結地等が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の更なる検討や今後の手続に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

1 全般的事項

(1) 風力発電機等の配置等の検討

風力発電機及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電機等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、複数案の比較検討を行うこと等により、本事業による環境影響を回避し、又は極力低減するよう配慮すること。

(2) 検討経緯の明示

地域住民等への説明や方法書においては、方法書で示される風力発電機等の配置等に係る検討の経緯を、風況や安全性といった観点に加えて環境影響の回避又は極力低減の観点から考慮した内容も含めて、詳細かつ分かりやすく示すこと。

(3) 地域住民等の理解

事業計画の検討に際しては地域住民等の理解が重要であることから、地域住民等に対して積極的かつ丁寧な周知、情報提供及び意見聴取を行うとともに、今後の風力発電機等の配置等の検討及び環境影響評価の実施に当たっては、地域住民等の意見に十分配慮すること。

2 個別事項

(1) 騒音及び低周波音に係る影響

工事の実施及び風力発電機等の稼働による騒音及び低周波音が周辺の住居等に与える影響について、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行い、その結果を踏まえ、当該影響を回避し、又は極力低減するよう風力発電機等の配置等及び環境保全措置を検討すること。その際、周辺の住居等において不快感

の原因となる可能性のある 100Hz 以下の低周波音については、騒音に係る環境基準値との比較等による評価だけでなく、「低周波音問題対応の手引書」(平成 16 年 6 月環境省)や最新の知見等に基づき、適切に評価を行うこと。

(2) 水環境に対する影響

本事業に係る地形改変及び施設の存在等による地下水及び周辺水域を含む流域の水循環及び水環境への影響について、工法や風力発電機の地下構造等を踏まえて適切に調査等を行うこと。また、その結果を踏まえ、当該影響を回避し、又は極力低減するよう風力発電機等の配置等及び環境保全措置を検討すること。

(3) 風車の影に係る影響

風力発電機等の影による周辺の住居への影響について、適切に調査等を行い、その結果を踏まえ、当該影響を回避し、又は極力低減するよう風力発電機等の配置等及び環境保全措置を検討すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域が渡り経路や多種の鳥類の行動圏となっている可能性があること、並びに周辺でクマタカ、ハチクマ及びオオミズナギドリ等の重要な種の生息情報があることから、風力発電機への衝突、移動の阻害及び土地改変等により、希少猛禽類、渡り鳥、海鳥及び普通種等の鳥類に対する影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえた上で、希少猛禽類、渡り鳥、海鳥及び普通種それぞれの種の生態特性に応じて適切に調査等を行うとともに、その結果を考慮して、当該影響を回避し、又は極力低減するよう風力発電機等の配置等及び環境保全措置を検討すること。

(5) 動物（鳥類を除く）、植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域の周辺の重要な動植物種、重要な群落及び自然度の高い植生等に対する本事業の影響について、専門家等からの助言を踏まえた上で、適切に調査等を行い、その結果を考慮して、当該影響を回避し、又は極力低減するよう風力発電機等の配置等及び環境保全措置を検討すること。

(6) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺に存在する京都丹波高原国定公園の自然景観について、関係機関との協議等により主要な眺望景観等を把握すること。その上で、把握した眺望景観等に対する本事業の影響について、フォトモンタージュの作成等により客観的に予測及び評価を行うこと。また、京都丹波高原国定公園の自然景観との調和にも考慮しつつ、予測及び評価の結果を踏まえ、当該影響を回避し、又は極力低減するよう風力発電機等の配置等及び環境保全措置を検討すること。

(7) 文化財に対する影響

教育委員会等の関係機関との協議や現地調査等により、過去に調査されていない山間地など事業実施想定区域周辺の文化財の分布状況を適切に把握すること。事業実施想定区域の周辺に文化財が存在し、本事業の実施により影響を受けるおそれがある場合は、関係機関と十分協議した上で、適切に調査等を行い、その結果を踏まえ、当該影響を回避し、又は極力低減するよう風力発電機等の配置等及び環境保全措置を検討すること。